

**立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）**  
**大学院生研究**  
**2007年度研究成果報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院	文学研究科	史学専攻
<b>指導教員</b>	所属・職名	氏名	
	文学部・教授	設楽 國廣	印
<b>自然・人文の別</b>	自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文 <input checked="" type="checkbox"/>	<b>個人・共同の別</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 共同 名
<b>研究課題名</b>	19世紀末オスマン朝におけるルメリ鉄道建設とその影響についての調査研究		
<b>研究代表者</b>	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	文学研究科史学専攻3年	齊藤 優子	印
<b>研究組織</b>	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
<b>研究期間</b>	2007	年度	
<b>研究経費</b>	200	千円	

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、オスマン帝国における外国資本による鉄道建設の中でも特に、当時ナショナリズムの気運が高まっていたバルカンでの鉄道建設（ルメリ鉄道）に焦点を当て、オスマン政府と鉄道建設を請け負った外国人投資家ヒルシュとの関係を、主にその建設契約の展開から歴史学的に検討するものである。

具体的には、ルメリ鉄道建設におけるオスマン政府とヒルシュの間でなされた建設契約を基とし、当該研究に関する史料の調査、考察を行う。それによって、オスマン帝国が「近代化」を目的としたこの鉄道建設が従来の「近代化」＝「西欧化」と同義なのか、またオスマン帝国にとってはどのような意味を持ちえたのかについて把握することが目的である。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ ルメリ鉄道 ] [ ヒルシュ ] [ オスマン政府 ]

## 研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、関連資料を所蔵するイスタンブールの文書館にて一次史料の調査・収集・分析によって研究目的へアプローチとするものである。今回利用した文書館の具体的な名称は、総理府オスマン古文書館 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi) とトルコ宗教財団イスラーム研究センター (İslam Araştırmaları Merkezi Kütüphanesi) である。そこで行った短期間の調査によって得られた成果の概要を以下に示したい。

まず、19世紀末オスマン帝国における近代化問題について簡単に整理、概観しておく。1839年のギュルハネ勅令発布に始まるタンズィマート (Tanzimat) とよばれる一連の恩恵的改革によってオスマン帝国は、「近代化」(modernleşme) 改革に着手し、その「近代化」は「西欧化」(batılılaşma) と同義に扱われてきた。改革の一環として、当時の非西洋諸国にとって「近代化」の象徴の一つである鉄道建設が主に西欧列強諸国からの資本投資によって行われた。しかしながら、従来の研究においてはオスマン帝国期に行われた鉄道建設はいずれも「近代化」を目的としながらも、それを達成することはでなかったと結論付けている。(H. Feis, "Europe The World's Banker 1870-1914", 1964. など)

その理由として、鉄道建設のための資本投資のみならず実際の鉄道建設の指揮を担ったのも、オスマン政府との間で契約した外国人金融投資家や技術者であったため鉄道建設にオスマン政府の意向が反映されなかったことが考えられている。事実、鉄道建設が進むに従い、ルメリ鉄道建設請負人であるユダヤ系金融投資家のヒルシュとオスマン政府の間では契約内容に対する相互不理解が生じる。本研究では、ルメリ鉄道建設をめぐるオスマン政府・西欧列強諸国・金融投資家ヒルシュの三者三様の異なる思惑に焦点を当て、特にオスマン政府とヒルシュとの相互不理解に注目することで「近代化」改革におけるオスマン政府の自主性を明らかにしながら、それが「西欧化」と同義に認識されていたのかについての一端を明らかにすることを試みた。

今回、総理府古文書館にて入手した主な史料は、İrâde-i Meclis-i Mahsus (IMMS) 分類からである。IMMS は、オスマン政府議会での内容および決議とそれがスルタンの勅令として記録された史料である。史料の具体的な番号等については、ここでは省略する。

先に述べたとおり、オスマン帝国における鉄道建設のほとんどが西欧列強諸国からの借款によって行われており、ルメリ鉄道もその例外ではなかった。ルメリ鉄道建設請負の特許取得者であるヒルシュは、特許委任契約を結んだ三番目の人物であった。最初と二番目の契約者も外国人であったが、オスマン政府との間でルメリ鉄道建設資金をめぐる合意に達することができず、契約を破棄している。そのヒルシュとの契約も、ルメリ鉄道建設の途中で契約が破棄されている。ここで特にヒルシュとオスマン政府の間で起こったルメリ鉄道建設における相互不理解に焦点を当てる理由は、ルメリ鉄道建設の特許所有者であるヒルシュが行った契約不履行とそれに対応するオスマン政府の見解を明らかにしていくことで、オスマン政府の近代化に対する取り組みと思惑についてより多角的に検討することができるためである。

ルメリ鉄道建設の初期においては、スルタン・アブデュルアジズとの昼食のためにトプカプ宮殿へ招待さえされたヒルシュは、1879年 (H.1295) には戦争負傷者やコレラ患者の輸送、移民の反乱鎮圧においてルメリ鉄道が物質両面で多大な貢献をしたことでスルタンから表彰された。しかし、その7年後にはヒルシュが政府高官にルメリ鉄道建設で自身に便宜を図らせるための賄賂として4千リラ相当の別荘を贈ったことが明るみにできると、翌年にはヒルシュはオスマン政府から莫大な金をとる「泥棒」として知られ始めた。ヒルシュは、鉄道の建設費用をできるだけ安く上げ自身の利益とするため、最低限の費用で建設費を賄うようルメリ鉄道建設のために自身が組織した建設会社に指示を出していた。そのために、鉄道レールの下に敷く枕木は、鉄道路線付近の森林から切り出された。そもそも、建設契約の中で鉄道路線周辺の森林及び鉾山の使用権は一定の条件内で認められていたが、その範疇外で何の許可も得ないまま

**研究成果の概要 つづき**

付近住民所有の森林からも木材が調達された。森林は際限なく伐採されたため、秋と冬の雨によって水害が発生することとなった。洪水や土砂崩れは、敷設した路線を覆い低地の路線は水没した。不法に伐採された木材は、本来なら石材と鉄によって建設されるべき橋に使用された。また、鉄道の枕木として檜の木が使用されるところを松の木が代用され、間に敷き詰める砂利の代わりに腐った木材が使われるという安全性に欠けるレールが敷設された。最も大きな契約違反は敷設された鉄道の 1km あたりにかかるキロメートル保証金をより多く得るためになされた、路線の不必要な曲線化である。これによりヒルシュは不当な利益をより多く手に入れることになった。これらの問題を調査するための委員会が 1874 年 3 月に大宰相府の承認によって設置された。その 7 ヶ月後の 10 月に大宰相府に提出された委員会の調査報告書によって、当初の予想以上に不必要な費用がオスマン政府側に課されていることが判明した。ルメリ鉄道建設会社側が、この結果を認めず却下させるための抗議文を提出した。同時に、ヒルシュは自身も含めた調査委員会を設置することで建設経過を擁護し、オスマン政府側の委員会の報告結果に対抗する構えを示した。このように発生したオスマン政府とヒルシュの間の相互府理解は、ヒルシュがルメリ鉄道の経営株をオスマン政府に売却した 1891 年 7 月 30 日に終わったとされている。

しかし、いったん終結を迎えたとされていたこの一連の問題がその後も続いていたことを明らかにする史料を発見した。それらの史料は、現時点ですべて解読していないため、また 8 月に行われる学会にて報告予定のためこの場での紹介は控える。ただ、その問題を解決し、自らの権益を取り戻すためにオスマン政府は、係争の相手である当のヒルシュの死後も相当期間を法的な手段に訴え続けていたという点は明らかである。

ここまでのところ、オスマン政府がルメリ鉄道建設に関わる問題を解決するために怠りなく前向きに取り組んできたことが理解できる。事実、オスマン政府は自らの内憂外患の打開策としてルメリでの鉄道建設を熱望した。この点において同時に、ルメリでの権益を求めるヨーロッパ諸国、及び鉄道建設による経済的利益を求めるヒルシュのような建設請負業者の異なる思惑もあったことに注意しなければならない。オスマン政府における鉄道建設がいかに近代化の手段であったとしても、それは西欧化とは等しい意味を持たなかったと考えられる。結果として、近代史の中におけるオスマン史の位置づけをするためには、19 世紀におけるオスマン政府の様々な改革や思想、行動をさらに分析する必要があると考える。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)